

衆議院 經濟産業委員會會議録 第十五号

平成二十七年五月二十日(水曜日) 午前八時五十分開議

出席委員

- 委員長 江田 康幸君
理事 佐藤ゆかり君
理事 田中 良生君
理事 八木 哲也君
理事 鈴木 義弘君
理事 鈴木 陽一君
理事 石川 昭政君
理事 岡下 昌平君
理事 勝保 孝明君
理事 黄川田仁志君
理事 塩谷 立君
理事 関 芳弘君
理事 富樫 博之君
理事 野中 厚君
理事 細田 健一君
理事 若宮 健嗣君
理事 近藤 洋介君
理事 田嶋 要君
理事 渡辺 周君
理事 木下 智彦君
理事 藤野 保史君
理事 野間 健君

- 鈴木 淳司君
三原 朝彦君
中根 康浩君
富田 茂之君
井上 貴博君
大見 正君
梶山 弘志君
神山 佐市君
佐々木 紀君
白石 徹君
武村 展英君
中谷 真一君
福田 達夫君
宮崎 政久君
神山 洋介君
篠原 孝君
馬淵 澄夫君
落合 貴之君
國重 徹君
真島 省三君

- 經濟産業大臣 宮沢 洋一君
經濟産業副大臣 山際大志郎君
經濟産業副大臣 高木 陽介君
經濟産業大臣政務官 関 芳弘君
(金融庁総務企画局審議官) 小野 尚君
(政府参考人) 石井 淳子君
(厚生労働省政策統括官) 寺澤 達也君
(經濟産業省大臣官房商務流通保安審議官)

政府参考人 上田 隆之君
(資源エネルギー庁長官)

政府参考人 木村 陽一君
(資源エネルギー庁省エネルギー部)

政府参考人 住田 孝之君
(資源エネルギー庁資源燃料部長)

政府参考人 多田 明弘君
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

經濟産業委員會専門員 乾 敏一君

委員の異動

五月二十日 補欠選任 宮崎 政久君 中谷 真一君
五月二十日 補欠選任 篠原 孝君 馬淵 澄夫君

同日 補欠選任 中谷 真一君 宮崎 政久君
同日 補欠選任 馬淵 澄夫君 篠原 孝君

五月二十日 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

電気事業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二九号)

○江田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、電気事業法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融

庁総務企画局審議官小野尚君、厚生労働省政策統

括官石井淳子君、經濟産業省大臣官房商務流通保

安審議官寺澤達也君、資源エネルギー庁長官上田

隆之君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネ

ルギー部長木村陽一君、資源エネルギー庁資源・

燃料部長住田孝之君及び資源エネルギー庁電力・

ガス事業部長多田明弘君の出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○江田委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。中根康浩君。

○中根康浩委員 おはようございます。民主党

中根康浩でございます。

宮沢經濟産業大臣におかれましては、安全保障

うことをお訴えしてきたということでございま
す。
スマートコミュニケーションづくりなど、電力消費
削減と経済成長を両立させることができるはずで
あるということも提言をいたしましたし、ま
た、各党から、ネガワット取引については推進を
すべきだという要望があったというふうに理解を
しております。
今回のシステム改革で、これからは使う電源を
消費者が選択できるようにすれば、電源構成は、
政府や供給側が上から決めるということではな
く、使う側、消費者側が下から決めていくとい
うことになる、これが必然であるということだと
思っております。
したがって、あるべき電源構成のあり方づくり
ということについては、民主党は、供給側の論理
ではなく、消費者側の、使う側の意見を十分反映
させるべきだと主張しているわけであります。
もちろん、再エネを含む全ての電源には長所や
短所があつて、例えば、太陽光や風力は天気に左
右されやすい、しかし、地熱やバイオマスは安定
的である、こういうことであるわけであります
が、それにしても、再エネはもっとふやせるとい
うのがこの議論を通じての核心であります。
例えば、送電網の能力についても、四月からス
タートした広域運営推進機関、こういったものを
十分活用し、電気を融通し合えば、新たな送電網
をつくらなくても再エネを十分導入できる、そう
いう余地が増大するということであろうと思ひ
ますし、各地でエネルギーの地産地消を推進すれ
ば、送電網は使わなくても済む部分もあるとい
うことでありまして、地域地域で状況はそれぞれ異
なるということであつて、役所の机上の考え方だ
けではなく、電源構成を決める上でも、地域の
データを一つ一つ積み上げていく必要もあるとい

ないのと私どもも言ってきたんですけれども、結局、通常は、この社債、担保つき社債も一般の社債もそうなんでしょうけれども、実物はほとんど市場に出回らないんだそうです。通常出すときには数億円から数十億円単位で一部の投資家間で売買されているという話で、市場関係者が市場活性化のために取引価格の公表を求めても公表されないんだそうです。

維新の党にもともと金融のOBの人たちもいますから、どうなっているんですかと尋ねたら、日本の社債はほとんど余り市場に出ないんだそうですね、そういう習慣でやってきたんです。だから、一般担保つき社債は、私たち、私は十億円の有価証券を持っていないから、だから関係ないんです。関係がないことを一生懸命議論してきたのかなと思うんですけれども。

なぜそういう、公表されないとか市場が形成されないような状況になっちゃっているのか。これは通告があったと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。
ただいまの先生の御質問は、一般担保つき社債を含む社債の売買状況と、その取引価格の公表の二つのお話があったと思ひます。

まず、社債の売買状況についてでございますが、一般担保つき社債、その他の社債、いずれにいたしましても、その発行、売り出しの方法といたしましては、広く一般の投資家の方々に取得の勧誘を行う公募という方法と、対象となる投資家を限定して勧誘を行う私募という方法があります。

公募により社債を発行する場合は、有価証券届出書を出していただきますが、広く一般投資家に発行、売り出しが行われまして、発行後につきましても、市場において自由に売買が行われることとなっております。

一方、私募により社債を発行する場合には、有価証券届出書などの発行開示書類を提出する義務はございませんけれども、このような開示義務の

免除を受けるために、発行会社が、当該社債を取出し、売買できる者につきまして、例えば今先生御指摘ございました、適格機関投資家、有価証券に対する投資に係る専門的知識や経験を有する者に限定するなどの制限を設けることが必要となっております。発行後につきましても、そのように限られた投資家の間で売買が行われることとなっております。

次に、価格のお話でございますけれども、株式のように取引所で広く売買が行われるものと違いまして、社債は通常、投資家の間で相対で売買されておりまして、どうしても値段というものが個別性の強いものとなっております。

ただ、社債の透明性を確保するために、日本証券業協会におきまして、東京電力が発行する一般担保つき社債を含めまして、公募で発行された全銘柄の公募債につきまして、毎日、売り気配と買い気配の中値というものを公表しております。

さらに、社債市場の活性化を図るという観点から、本年十一月より、日本証券業協会におきまして、銘柄の格付がダブルA格以上で取引数量一億円以上の社債につきましては、取引価格の公表を開始するということとなっております。よろしくお願ひします。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

これは一年前の資料で、これが正しいかどうかというのは確認していませんけれども、社債利回りランキングというものが公表されているんですね。これに一番に出ているのが、利回りが六・七五％ついでいて、日本原子力発電なんです。一番、二番、三番、次に、シャープが四、五、六、七、その下、八番が東京電力で四・一九七、百番まで行きますとほかの企業さんも出てくるんですけれども、今御説明いただいたんですが、一般にはほとんどこれは売り買いされるわけじゃないんですね。本場のプロの人たちしか売り買いできない。

それにもかかわらず、資金調達をしやすいために五年間延長させるという法案を今回お出しにいられているんですけれども、一番最初に御質問した東京電力の収支、試算書みたいなものですね、ここに立ち返るわけですか。

結局、ホールディングス全体で四つの会社になるんでしよう。その中から利益を出して、先ほどの廃炉の方の費用も出しながら、あとは中身を充実させて、株価をなるべく高目にして、その株を売った利益によつて九兆円にやらんとするお金を返していこう、こういう計画なんだと思うんですけれども、そのもととの原資は全部、消費者、企業が払う電気料金だということなんですね。

相対している、矛盾しているところもあるんです。でも、やはり、これから電力の自由化をしていって、再エネもどんどんふやしていきたいと思います。もう一つ話になったときに、送配電の部分に関しては、もつとコストを下げる努力をしながら自由化を促進していって、では、全体でどうしていくかというの、これから、今回の法律が改正した後、一年後なのか、二年後なのか、きちつとやはりもう一回検証するなり精査をして、要らないところ、また直さなければならぬ法律であれば改正していくべきだと思ひるので、最後に大臣の御決意をお聞かせいただいて、終わりにしたいと思います。

○宮沢国務大臣 東電の、まず社債につきましても、利回りが高いというのを伺いまして、投資家がそれだけリスクを高く評価しているんだなということが利回りにあらわれているんだらうと思ひます。

そうした意味で、リスクが高い東電でありますけれども、やはりしっかりと東電を再生させていくということ、そして、廃炉・汚染水対策をやっていくということは、我々も大変大事なかなり難しい作業だと思ひますけれども、廃炉・汚染水対策もやり、一方で東電の株価もそれなりの水準で一般に売却できるような状況をつくっていくということをしつかりやっていかなければいけないと思ひます。

一方、今回の法改正でありますけれども、検証規定も置かせていただきました。実際に法的分離をするまでの間にしっかりと検証をして、問題が起らないような体制を私どもとしてとつていかなければいけないと思ひます。

○鈴木(義)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○江田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午前十時二十三分休憩

午後一時開議
○江田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤野保史君。
○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。きょう、本法案の最後の質疑というところで、改めて大もたらお聞きしたいんですけれども、今回、法的分離による発送電分離ということで、先取りと言われる東京電力は持ち株会社方式を選択しました。配付資料を配らせていただいておりますけれども、五月一日のプレスリリースで、東電の前と後といひますか体制、これを見ますと、はっきり言ってほとんど変わらないというのが私の印象であります。

このほかに、本法案では、ホールディング形式のほかに、発電と小売一体のいわゆる親会社方式も認められるということでもあります。

この点で、四月二十八日の参考人質疑で、八木誠電事連会長の言葉が私大変印象に残っているんですが、いみじくもこうおっしゃいました。「他地域に我々が出ていくときには、いわゆる新電力の立場になつておまして、つくづくとそのときに感じましたのは、新電力の立場で、例えば首都圏の東電さんと競争しようと思つと、やはり、安価な電源をみずから持つということが一番大きなポイントだ、こうおっしゃいました。みずから電源を持つ、つまり発電・小売一体と

いうことであります。まさに本法案は、この発電・小売一体方式を可能にしているということ、自由化後の関西電力さんのビジネスモデルに極めて親和性が高いのかなと思っております。

その点でいいますと、大臣にお聞きしたいんですが、このホールディング形式、東電の場合はこういう感じで、ほとんど変わらない。関電さんについても、八木社長おっしゃる通りに、みずから電源を持つてやりたいといった場合の発電・小売一体型も可能になるということで、結局、法的分離といえますけれども、その分離の中身というのは、東電や関電が受け入れられるレベルの分離にしかならないんじゃないのか、それにとどまっているんじゃないかということなんですが、どうでしょうか。

○宮沢国務大臣 審議会で長く議論をしていただきまして、最終的には一般電気事業者を含めて納得をしていただいたということでありまして、受け入れられる範囲の分離と言われれば、そのとおりだろうと思っております。

○藤野委員 おっしゃるのとおりだと思っております。実際、そういう意味で、八木会長がつくづくと感じたと、電力を持つてやりたいということでありまして、そういう分離のレベルといえますか、電事連などが受け入れられる分離にとどまっているということですね。

この点で、ちよつと時間の関係でこちらで御紹介させていただきますけれども、公正取引委員会が、二〇二二年の九月二十一日に「電力市場における競争の在り方について」という提言をされております。

これは、要するに、この間、小売の自由化はされてきたけれども一向に競争が進んでいない、こういう問題意識から、公取が調査をして一定の結論を出されたわけですね、そこでこうおっしゃっているんですね。要するに、発電と小売が一体のままでは、「小売分野において参入が自由化されたにもかかわらず、有効な競争が行われていない。」たとえ小売分野への参入を完全自由化

した場合であっても、上記の状況、上記の状況というのは、つまり発電と小売が一体ということですね、「上記の状況について対処がなされない限り。」現在の自由化分野と同じ状況となるにとどまり、有効な競争の実現は困難である。こういう指摘であります。

つまり、本法案で認められている、ホールディング形式はあれでいいけれども、この公取でいえば、発電と小売一体の親会社方式というのは有効な競争の実現は困難である。こういう指摘なんです。大臣、この指摘をどのように思われますか。

○宮沢国務大臣 御指摘の公取委員会の報告書は、競争政策の観点から電力市場についての考え方を整理したものと承知しております。その大部分は、今回の電力改革システムの中で具体化されていると思っております。

一方、公取の報告書におきましては、「発電・卸売部門と小売部門が、少なくとも法人として分離されれば」云々という記述もございまして、これは、実質分離というよりは法的分離を前提にした議論が行われていたものと考えております。

先ほどのお話で、二類型があるとおっしゃっております。ホールディングの形式と親会社の形式。ホールディングの形式であれば、法的な分離が発電と小売の間に行われているわけでありまして、これは公取の指摘どおりの形。一方で、親会社と子会社という関係になりますと、発電と小売が分離されない場合があるということも事実でございますが、こういうことにつきましては、電力取引監視等委員会が、既存の事業者の発電部門や小売部門の取引関係などもしっかりと監視をしていくというところで、誤解を招かないように対応していきたいと思っております。

○藤野委員 確かに、ホールディングスの方の場合、発電と小売の一体ということは形式上はなないわけですね、そういう場合でも、実際に子会社や孫会社のところに行つてどうなるのかという話も、松村参考人の方から、いわゆる審議

会の方では意見も出されているということでありまして、親会社の方については、今大臣がお認めになったようにこの分離の問題は残つているということでありまして、これはやはり引き続きの課題だということに思っております。

もう一つ、参考人質疑で私は大変興味深く聞いたのは、橋川参考人が、自由化後は二つのビジネスモデルの戦いになるだろうというお話をされておりました。その二つのビジネスモデルのうち、橋川氏が一つ目に挙げたのが、いわゆる発電・小売一体型で他地域に乗り込んで、電源を抱えて戦いを挑むという、橋川さんは八木会長のことも引いて、先ほど八木さんがおっしゃったのはこちらのタイプだとまでおっしゃっていましたけれども、そういうのが一つのタイプ。

もう一つは、そうではなくて、システムインテグレーターという言い方をされておりましたけれども、まさにネットワーク主体で、そこで供給先が不安定なところでも自分たちのシステムを通せば需給関係を安定させるよというのをビジネスとして売りするというビジネスモデル。この二つの戦いになるだろうというふうにおっしゃっております。なるほどなというふうに聞いていたわけなんです。

本法案でいいますと、八木会長がおっしゃるように、発電を持つて関電に乗り込んでいきたい、いわゆるこういうビジネスモデル、二つ目のビジネスモデルには非常に親和的なんですけれども、二つ目、橋川氏がおっしゃる、ネットワーク、再生可能エネルギーを含めて普及させていく、こういうビジネスモデルにとっては冷たいんじゃないかというふうに思っております。

いろいろ手は打たれているというのとはあるとは思いますが、結局はホールディングスのところから見ますと、結局はホールディングスの下にぶら下がつていて、ホールディングスの下にぶら下がつて独立性が担保されていない。発電、小売の方に至つては、まさに発電、小売という巨大なものの下にまたぶら下がつていて、子会社という

ことでぶら下がるわけで、結局、ネットワーク本体はどちらの形態であっても独立性が弱いということをやはり参考人の方も心配されていたと思っております。

高橋参考人は、同じ日ですけれども、こうおっしゃつておりました。将来的なことを考えれば、将来、再生可能エネルギーを統合していくことを考え合わせれば、送電会社が子会社ではなく独立した会社になることが最も経営合理的であると。経営合理的だということですね。政府も所有権分離にインセンティブを与えるような施策をどうふうにするか、期待いたしますか、注文もつけられておりました。

ですから、本法案は、現状は法的分離だとしても、大臣としても、将来的に、例えば親子会社でいえば発電と小売の分離だとか、もつと進んで所有権分離というふうなものも視野に入れて、あるいは、高橋参考人が言うようにインセンティブを与えていくというようなこともやはり検討すべきじゃないかと思っております。いかがでしょうか。

○宮沢国務大臣 所有権分離につきましては、もちろん検討はしたわけでありまして、幾つかの問題点があった。特に、既存の株主の財産権といった問題がございまして、とらないこととしたわけでありまして、その考え方に将来変わるかといえは、変わらないと考えております。

○藤野委員 やはり物事は動いていくわけですから、高橋参考人がドイツの例を紹介されていて、ドイツも確かに初めは所有権や財産権の問題で法的分離にしたんだけれども、結局、経営合理性の観点から所有権分離を選択したということも紹介されておりました。ですから、やはりここは、考えが変わらないというふうになくて、大いに検討していただきたいというふうに思います。

そして、ちよつと論点を交えていきたいんですが、けれども、経済産業省にお聞きしたいんですが、総合資源エネルギー調査会の第四回専門委員会で各国の電気事業の概要が説明されました、その中で、ドイツにつきましては、四大電力、あそこも四

大電力があるわけですから、シエアが発表されておりました。発電市場では四大電力が八割のシエアを持つているんだけれども、小売市場では三分の一というふうにも紹介されております。

この小売市場でのそれぞれの大手と地方自治体などの企業数や、あるいはシエアについてお答えいただければと思います。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。
ドイツにおきましては、御指摘のとおり、大手電力会社が占める小売分野全体のシエアは約三分の一、小売部門ではシエアは三分の一にとどまっております。その一方で、残りはどうしているのかということですが、小売分野全体で見ますと、シエアの半數弱を占めておりますのは、地方自治体が出資等の形で運営する企業体、これをシユタットベルケと言っておりますけれども、そういったシユタットベルケというものが全体のシエアの半數弱を占めておりまして、残りの二割弱をその他の小売業者が占めているというふうな認識をしております。

○藤野委員 ありがとうございます。
そういう意味で、配付資料の二でもお示しているんですけども、ドイツでは、やはり小売、要するに、発電から下に行つて小売の段階に行けば行くほど、地方の関与、あるいは自治体、地域密着型の企業というのが大きな役割を果たしているということだと思つております。

要するに、私、総理質問のときにも提起させていただいたんですけども、大規模集中型から小規模分散型にエネルギーシステムを轉換していくという場合に、実際の担い手、実際の運営というのが、こうした地域密着型の自治体が経営する企業や、さまざまな住民が出資する企業だということだと思つております。

経産省からいただいた資料では、シユタットベルケというのは約九百社以上もあるそうで、ですから、やはり本当にも草の根で、配電と一体になつて小売も担つていらつしやるということですから、本格的に小規模分散型にエネルギーシステムを轉換していこうと思つたら、やはりこれを支えていく、これを育てていく、こういうことが必要だと思つております。

総理質問のときはエネルギー自治という言い方をさせていただきましたけれども、スリーEプラスSという観点にとどまらず、やはりこうしたエネルギーの、どういう言い方をすればあつていいけれども、民主的な運営というものも、そういう視点が必要じゃないかというふうにも思つておりますが、大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。

○宮沢国務大臣 今回のシステム改革におきましては、これはエネルギー基本計画の中でもお示しているところですが、電力、ガス、熱供給を一体的に改革すること、これまで縦割りだったエネルギー市場の垣根を越えて、多様な主体がエネルギー供給構造に参加できるように考えております。こうした中で、地域におきましてもさまざまな取り組みが進展し、地域活性化に貢献することも期待をされております。

経産省といたしましても、これまで、地域エネルギー事業活性化に寄与する観点から、分散型エネルギーの導入を後押ししているところであります。二十六年年度補正予算におきましても、コージェネレーションなどの分散型エネルギーから生じる電気や熱を一定の地域内で面的に活用する取り組みに対する支援措置を盛り込んでおります。

一方、ドイツの例でありますけれども、私も中身を詳細に存じ上げておるわけではありませんが、自治体が主体になつて電気、ガス、熱等々を供給していくということが盛んに行われていくと聞いております。

ただ一方で、日本におきましては、少しこの方向が逆で、恐らくこれは委員と私の考え方が全く違つたところだと思つておられます。例えば地方の公共交通にしても、民間委託とか、民間会社が進められるとか、また、指定管理者制度を使つて民間の力を利用するといった方向で地方の行政が行われておりました、やはり地方自治体がまさ

に主体になつて行つたかかなり非効率な面が出てくるというところの反省のもとにいろいろ行われておりました。私は、分散型電源にしましても、これはやはり民の力を使つてそういうものを育てていくということが正しいんだらうというふうにも思つております。

○藤野委員 そのほかやはり考え方が違つておられる、その上で申し上げます、例えばドイツでは、公から民に一旦移管して、しかし、やはりこれは公的な問題だということで、再公有化あるいは再自治化という言い方をする専門家もいますけれども、これがこの間非常にふえていまして、約百九十の事業体が民から公という形に変わつてきているというのが最近の流れだと思つております。

そして、ドイツでは協同組合がこの十年間で十倍にふえているというの、やはり電気事業の性格からいって、公的なところが担うべきだというのが世界の流れだということに私は思つております。

そこは、やはりしっかりとそういうインセンティブを政治が与えていく、そういう視野を持つて取り組んでいく。民間にお任せではやはりいけないんだらう。せつかく二十年おくれで電力自由化に進むわけですから、その二十年の各国の経験をしっかりと踏まえるべきだということに私は思つております。

そして、この点で一つ具体例として紹介したいのが、今お話もありましたけれども、熱供給の問題であります。

維新の鈴木委員の話でも、熱供給がやはり最終エネルギー消費の五〇パー、日本もそうです。先ヨロツパも大体そうだとおっしゃいます。先ほどの民主党の提言の中でも熱供給に大変高い位置づけが与えられていると思つております。しかし、これは非常に重要なことだと思つております。しかし、この法案でそれだけの位置づけが熱供給に与えられているかという、非常に低いものがあると言わざるを得ないと思つております。

ヨロツパというのはおもしろいなと思つたんですけれども、欧州ヒート戦略という戦略をしつかり持つて、二〇五〇年には普及率三五から四〇%を目指すという、すごいなというふうにも思つておられます。日本の場合、普及率という概念ではありませんが、やはり、カバールしているのは〇・〇一%ということですから、本当に全くレベルが違う。

結局、ヨロツパなどでは、熱というものは水道と同じ、水と同じ必需インフラだという哲学がしっかりとあつて、それに基づいて先ほど言ったヒート戦略もあるし、具体的な優遇策もかなり充実している。

配付資料でお配りさせていただいている三枚目はまさにその優遇策でありまして、ちよつと字が潰れていて恐縮なんですけれども、デンマークのものだけを紹介させていただきます。デンマークというのは、熱供給法というもので自治体に対して地域熱供給計画の策定を義務づけておまして、いわゆる自治体が、わざわざ電気を使うと、そのエリアにおける電気を暖房を禁止する権限だと、需要家に導管接続を義務化する権限なども与えているということで、もちろん各国、歴史的な背景も違ひますし、制度の成り立ちも違ひますので、これを日本にいう趣旨ではないんですけども、いずれにしろ、やはりこうした位置づけの高さというのを私は感じるところです。

同時に、熱供給でいいますと、運営のプロセスも大変おもしろいものがありまして、例えばデンマークでは、公聴会やパブリックコメントというのを實際実施して料金を決めていくとか、ドイツでも、しっかりと熱供給を地方自治体が推進していく、スウェーデンでも、需要家と事業者が話し合つて料金を決めて、その中身を書面で公開するとか、そういう民主的なプロセスをやつておられる。

他方で、本法案で日本はどうかというと、電気・ガス料金を公共料金の範疇から外して、公聴会もなくしていくというところで、これはやはり逆行しているというふうにも思つておられます。

最後になりますけれども、やはり、こうした欧州を初めとするさまざまな運営から学ぶべきじゃ

ないかと思うんですが、大臣、いかがでしようか。

○宮沢内務大臣 ます、熱供給という点につきましては、私は、熱供給というのは大変大事な位置づけだろうと思っております。

例えば、私の地元の中小企業ですけれども、昔、屋根の上につけていた、ヒートポンプじゃないですけども、屋根の上で温めるというようなものにつぎまして、かなり新しい技術を開発して、熱効率が大きいというものを、つくり始めておりまして、そういうものは、後押ししていかねばいけませんし、また、ヨーロッパの寒い国と違うのは、熱というのが恐らく今まで最も大事なものでなかった部分が日本にあつたからだろうと思っておりますけれども、やはり今回の規制緩和によりまして、熱供給といったものがさらに盛んに行われていくことを期待しているところであります。

一方で、官がかなり主体的にというお話がございましたけれども、日本においては歴史的に電気、ガスを民間が行ってきたこととありまして、民間といながら若干頭がたかくなつていたといえますが、ダイナミズムに欠けている部分があつたのを、今回の改正によりまして、三段階の改正によりまして、まさにダイナミックな産業、ダイナミックな企業にまず変えていく、こういうことをやりたいと考えております。

○藤野委員 最後になりますけれども、やはり、せつかく世界からおかれて始まるわけで、世界のそういう到達点をしっかりと踏まえるべきだと思つておられます。

結局、大企業の利益がどうしても優先されるとか、原券がどうしても優先されるとか、この前提に沿う範囲で、ある意味いいとこ取りをしているので、こういうことになっているんじゃないかと思つておられます。そういう点では、前向きに先進的な例を取り入れることを求めて、質問を終わります。

○江田委員長 次に、野間健君。

○野間委員 無所属の野間健です。

電力システム改革法案の最終、最後の質問者になりますので、よろしく願ひいたします。

今回の電力システム改革で、発電、送配電、小売、全て全面自由化がこれから起きてくるわけですから、一番心配されること、それはやはり、大規模な災害、地震、津波もそうだし、台風、豪雨災害など、いろいろな災害が起きた際の、有事の際の復旧をどのようにしていくか。

従来であれば、一貫体制の中で一社で対応することができたわけですが、これから分離されるといふことになりまして、発電ではプラスだけれども、送配電ではこつちを優先した方がいいとか、いろいろな各社の利害も対立して、くることも予想されますし、経営方針もそれぞれ違うといふことで、復旧にいろいろ支障を来すおそれ、懸念も考えられるわけですが、どのように各事業者を協調させて、連携をさせて復旧に当たるのか、基本的なお考えを教えてください。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のとおり、大規模災害発生等の場合におきます発電、送配電、それから小売の事業者間の連携、協調というものは、対応においても復旧においても非常に重要なことであるといふふうに認識をしております。

ことしの四月に広域的運営推進機関というものが発足をいたしましたけれども、その機関を中心といたしまして、事業者が協力して災害等に対処するルールというのを整備しております。

これはまた、確かに災害等の場合、それぞれの経営方針や利害が違つていふかという御指摘もあつたかと思つておられますが、このルールそのものの整備に当たっては、このルールそのものがいわば制裁つきのものになつておりました、広域的運営推進機関は、そのルールに従つていふことを事業者に命じて、それに対して従わない場合には制裁、この制裁の中には、誹責であるとか過剰金の賦課であるとか会員資格の停止であるとか、

そういったことが含まれておりますが、制裁つきのルールというのを整備いたしております。

さらに、こうしたルールに基づきまして、平時からそれぞれの事業者の協力を得ながら定期的な訓練あるいは情報共有、こういうことを行うことによりまして、災害の発生時における対応、復旧等について遺漏なきを期していきたい、こういう仕組みにしていきたいと思つておられます。

○野間委員 制裁つきルールで統御をしていく、コントロールしていくということなんですか、実際に災害復旧の現場で働く人たちに、自分たちの判断で復旧をしたことで後で問題が起きた、あるいは停電等で最終的に人命の損害あるいは企業の操業ができなくなつた、いろいろな損害賠償とか責任の問題が出てくると思つておられます。

そうした場合の責任の分担の仕方、あるいは現場で働く人たちがとつた判断が、おまえがこうやつたからおくれたんじゃないかとか、こつちを優先したからこうなつたんじゃないかといふようなことで、いろいろと問題が後で生じる場合、どのようにコントロールをして判断をしていくのか、このことの見解を教えてください。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、法的分離を実施した場合は、災害時における停電からの復旧などにつきまして、迅速な対応、そして現場の方々がある意味安心してそうした作業に取り組んでいただけること、これが非常に重要だと思つておられます。今長官の方からも申し上げましたように、広域的運営推進機関、ここで事業者が協力して対処する仕組みといふことを整備することにいたしております。

今制裁のお話がありましたけれども、そのほかにも、ふだんからの協力を進めるといふ観点から、会員である電気事業者に対して、維持、運用する電気工作物に加えて電源車あるいは

携帯用の発電機、さらには資機材等の保有の状況をきちんとしておくこと、あるいは、年一回以上、会員と関係者の協力を得て訓練を実施する、そして、緊急時には災害規模に応じて非常態勢を構築する、こういったルールを広域機関の業務規程という中で定めていくこと、でございます。

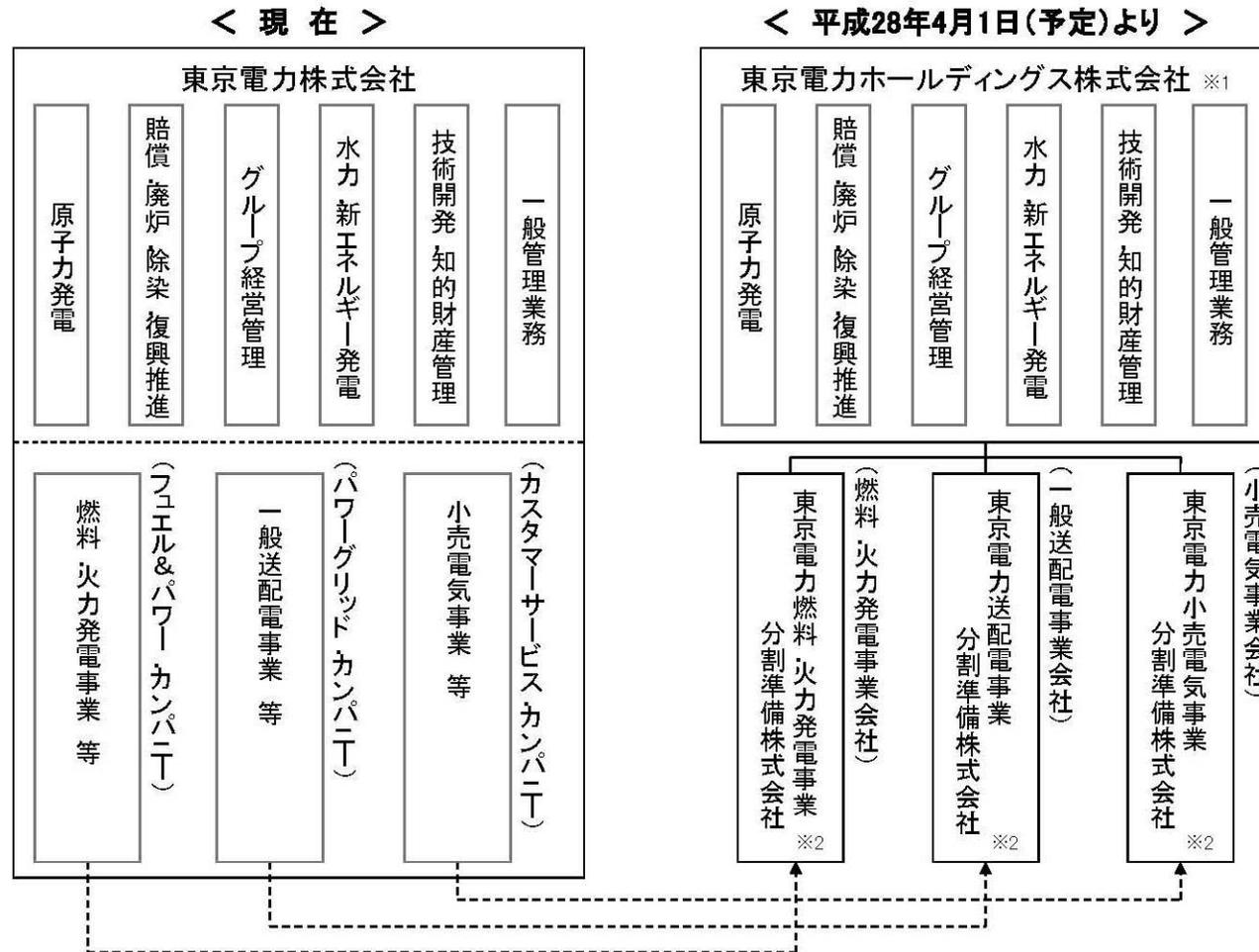
これにつきましても、今後の電力システム改革の進展に際しまして、一度決めてそれで終わりでいふことではなく、法的分離の実施もございませぬ。災害時等における一般送配電事業者と発電、小売事業者、これらの間の役割あるいは責任分担、こうしたことにつきまして、その制裁つきのルールといふことを含めまして改定を行つていくこと、でございます。

いずれにいたしましても、これまで培われた現場の方々の現場感覚といふものをどういった形でこれから維持をしていくのか、そうしたことが非常に大事なことだと思つておられます、我々としても真剣に取り組んでいきたいと思つておられます。

○野間委員 現行体制と比較して同等以上の協調体制を構築するといふこともうたわれているわけですが、ただ、やはり、会社が変われば、それぞれ、従来顔を合わせていた人たちがなかなか顔を合わせられない、いろいろな協調がとれないおそれもあるわけでありませぬ。

私は九州でありますので、山間部、離島も多いんですが、やはりそういうところで現場で働いている電力の社員、労働者の人たちは、例えば、どうも二日後に台風が来そうだと、自発的に、週末でも自宅待機をしよう、そしてまた、きょう本日は一杯やる機会があるんだけれども、きょうはアルコールを控えて、台風が上陸したときいつでも備えられるようにしよう、こういう有事に対応する文化といふかカルチャーがあつて、それは発電であろうが、送配電であろうが、小売でも、一体となつてみんなで有事に対応しようといふ一つの文化があるわけだ。

東京電力のホールディングカンパニー制移行後のグループ体制

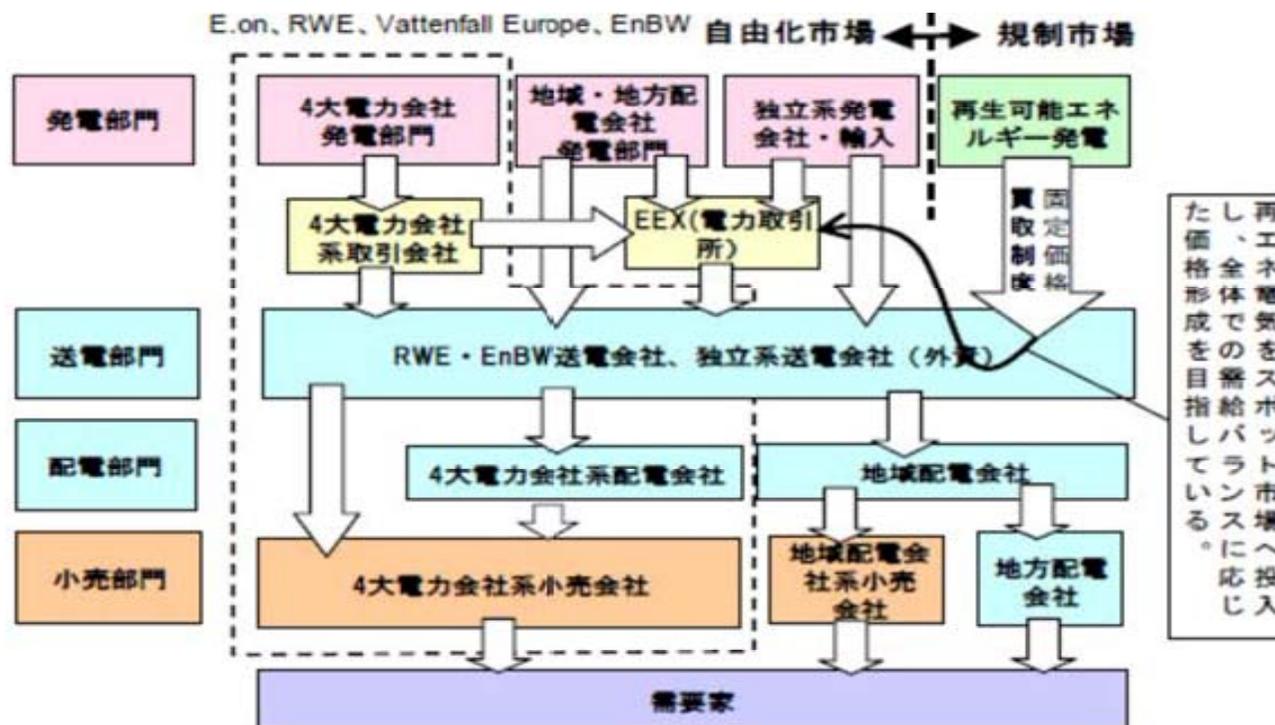


※1 平成28年4月1日付で、「東京電力株式会社」から商号を変更する予定です。

※2 平成28年4月1日付で、各承継会社の商号変更を予定しております。

出所: 2015年5月1日、東京電力「会社分割によるホールディングカンパニー制移行及び商号変更に関するお知らせ」

ドイツの電気事業の概要(規制改革後)



- 4大電力会社の発電市場でのシェア大(約8割)で小売シェアは約1/3。
- 送電系統(220kV・380kV系統)は4社が所有・運営(100%)。
- 地域配電会社が200社以上、地方配電会社が500社以上。
- 卸電力取引所EPEXでの取扱量は年々増加傾向にあり、電力消費の3割程度を占めている。なおスポット取引を扱うEPEXとEEX Power Derivativeとで、電力・ガス・石炭・CO2排出量取引のスポット・先物取引を提供。

出所:総合資源エネルギー調査会第4回電力システム改革専門委員会

諸外国の熱供給事業に係る振興策事例

	根拠法・制度	目的	主な内容
EU	エネルギー効率化指令(2012年) (※コジェネ指令(2004年)等を統合)	省エネの推進	・加盟国に対し、省エネ目標の設定、高効率なコジェネ・地域熱供給の導入ポテンシャルの評価の実施、高効率コジェネのアクセス保証等を要請。
英国	National Planning Policy Framework (2012年)(中央政府による都市計画指針)	気候変動等に配慮したまちづくりの推進	・自治体に対し、都市計画に、再エネや低炭素エネルギー(熱供給を含む)の導入、省エネの推進に資する内容を盛り込むことを要請。
	再エネ熱インセンティブ (Renewable Heat Incentive :RHI)	再エネ熱の導入拡大 省CO2の推進	・太陽熱、地中熱、バイオマス熱、ヒートポンプを利用する場合に一定の助成金を付与。
フランス	グルネル法1 (2009年制定)	低炭素化・省エネの推進 再エネ熱の導入拡大	・再エネ熱や廃熱を50%以上利用した熱供給設備に係る間接税(VAT)を減税措置を規定(19.6%→5.5%)。 ・都市計画に基づき、再エネ熱を利用した地域熱供給設備を新設・拡張する場合の助成措置を規定(再生可能エネルギー熱基金)。
	グルネル法2 (2010年制定)		・5万人以上の自治体に対し、省エネ・省CO2や再エネ導入に係る行動計画を策定することを義務化。
ドイツ	CHP法(コジェネ法)(2008年改正)	省エネ・省CO2の推進	・高効率コジェネ電気のアクセス保証、優遇買取等を規定。
	再エネ熱法(2009年施行)	環境保護 化石燃料の有効利用	・新築ビル所有者等に対し、一定割合の再エネ熱・廃熱・高効率コジェネ熱の利用を義務化(地域熱供給への接続を含む)。
オーストリア	CHP法(コジェネ法)(2009年改正)	省エネ・省CO2の推進	・高効率コジェネの投資及び運転費用に対する助成措置を規定。
	地域熱供給拡大法(2009年施行)	省エネ・省CO2の推進	・高効率熱源による地域熱供給向け投資を対象とした補助金支援を規定。
デンマーク	熱供給法	化石燃料依存の低減 環境に配慮したエネルギーの効率的利用の推進	・自治体に対し、地域熱供給計画の策定を義務化。 ・自治体に対し、地域熱供給エリアにおける電気暖房を禁止する権限、需要家に導管接続を義務化する権限等を付与。
フィンランド	再エネ電気支援法 (2001年施行)	再エネ導入拡大 エネルギー自給率向上	・バイオマス電気の優遇買取を規定(熱を併せて生産・供給する場合は買取価格を上乗せ)。
スウェーデン	エネルギー関連税法(1994年)	化石燃料依存の低減	・再エネ熱の免税措置、コジェネや廃熱利用に対する減税措置を規定。
米国	産業分野における省エネ投資促進に関する大統領令(2012年)	省エネ・省CO2の推進	・産業分野における高効率コジェネを2020年末までに倍増すべく、政策対話を通じた普及啓発や関連支援策の有効活用を進めること等を要請。
韓国	統合エネルギー供給法	省エネ・省CO2の推進 国民生活の利便性向上	・国による地域熱供給計画(省エネ・省CO2目標含む)の策定、国・自治体による地域熱供給エリアの指定、当該エリア内の個別熱源の新設許可等を規定。
日本	都市の低炭素化の促進に関する法律 (2012年施行)	都市の低炭素化の推進	・認定低炭素建築物について、地域熱供給設備等に係る部分を容積率に算入しない等の特例措置を規定。

(出所) IEAレポート、EC「RES LEGAL Europe」Webサイト、EUROHEAT & POWER Webサイト、各国政府Webサイト等各種資料から作成。

出所：第14回ガスシステム改革小委員会配布資料